

阪神水道企業団公報

平成29年10月16日(月) 第309号

毎月15日発行

目 次

◇訓 令♦

失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する訓令

◇公 告◇

- 起重機点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について \bigcirc
- 淀川取水場改修工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 空気圧縮機点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施につ いて
- 機械潤滑油入替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 水管橋塗装工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 甲山調整池連絡施設基本検討業務委託の公募型プロポーザル方式の実施につ いて

◇訓 令◇

訓令第5号

庁中一般

所

失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成29年9月19日

阪神水道企業団

企業長 谷 本 光 司

失業者の退職手当金支給取扱規程の一部を改正する訓令

失業者の退職手当金支給取扱規程(昭和58年訓令第3号)の一部を次のように改正す る。

改正後	改正前			
(目的)	(目的)			
第1条 この規程は、阪神水道企業団職	第1条 この規程は、阪神水道企業団職			

員退職手当金条例(昭和24年条例第39 号。以下「条例」という。) 第17条及 び阪神水道企業団職員退職手当金条例 施行規則(昭和40年規則第1号。以下 「規則」という。)第10条に規定する 失業者の退職手当の支給について必要 な事項を定めることを目的とする。

(基本手当の日額)

第2条 規則第10条第1項に規定する基 本手当の日額は、次条の規定により算 定した賃金日額を雇用保険法(昭和49 年法律第116号) 第17条に規定する賃金 日額とみなして同法第16条の規定を適 用して計算した金額とする。

(賃金日額)

- 第3条 省略
- 2 省略
- 3 前2項に規定する給与の総額は、職 員に通貨で支払われた全ての給与によ つて計算する。
- 4 退職の月前6月に給与の全部又は一 部を支払われなかつた場合における給 与の総額は、前項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 省略
 - (2) 退職の月前6月のうちいずれかの 月において給与の全部を支払われな かつた場合においては、その月にお いて受けるべき基本給月額と退職の 月前6月に支払われた給与の額との 合計額
 - (3) 省略
- 5 省略

(退職票等の交付)

- 第4条 省略
- 2 受給資格者は、受給資格証の交付を 受けた後、氏名を変更した場合にあつ ては様式第2の2による受給資格者氏

員退職手当金条例(昭和24年10月条例 第39号。以下「条例」という。)第12 条及び阪神水道企業団職員退職手当金 条例施行規則(昭和40年2月規則第1 号。以下「規則」という。)第10条に 規定する失業者の退職手当の支給につ いて必要な事項を定めることを目的と する。

(基本手当の日額)

第2条 規則第10条第1項に規定する基 本手当の日額は、雇用保険法(昭和49 年法律第116号)第16条の規定による基 本手当日額表において、次条の規定に より算定した賃金日額の属する等級に 応じて定められている金額とする。

(賃金日額)

- 第3条 省略
- 2 省略
- 3 前2項に規定する給与の総額は、職 員に通貨で支払われたすべての給与に よつて計算する。
- 4 退職の月前6月に給与の全部又は一 部を支払われなかつた場合における給 与の総額は、前項の規定にかかわら ず、次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 省略
 - (2) 退職の月前6月のいずれかの月に おいて給与の全部を支払われなかつ た場合においては、その月において 受けるべき基本給月額と退職の月前 6月に支払われた給与の額との合計 額
 - (3) 省略
- 5 省略

(退職票等の交付)

第4条 省略

名変更届に、住所又は居所を変更した 場合にあつては様式第2の2による受 給資格者住所変更届に、氏名又は住所 若しくは居所の変更の事実を証明する ことができる書類及び受給資格証を添 <u>えて、企業長に</u>提出しなければならな い。ただし、受給資格証を提出するこ とができないことについて正当な理由 があるときは、これを添えないことが できる。

3 企業長は、受給資格者氏名変更届又 は受給資格者住所変更届の提出を受け たときは、受給資格証に必要な改定を し、当該受給資格者に返付しなければ ならない。

(求職の申込み)

- 第5条 受給資格者は、退職後速やかに その住所又は居所を管轄する公共職業 安定所(以下「管轄公共職業安定所」 という。)に出頭し、退職票及び受給 資格証を提示して求職の申込みをする ものとする。この場合において、その 者が第7条第4項に規定する受給期間 延長通知書の交付を受けているとき は、併せて提示しなければならない。
 - (規則第10条第1項に規定する企業長 が別に定めるもの)
- 第5条の2 規則第10条第1項に規定す る企業長が別に定めるものは、次のと おりとする。
 - (1) 定数の減少又は組織の改廃により 廃職又は過員を生ずることにより退 職した者
 - (2) 地方公務員法 (昭和25年法律第261 号) 第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合 に限る。)又はこれに準ずる退職を した者
 - (3) 地方公務員法第28条第1項第2号

(求職の申込み)

第5条 受給資格者は、退職後速やかに その住所又は居所を管轄する公共職業 安定所(以下「公共職業安定所」とい う。)に出頭し、退職票及び受給資格 証を提示して求職の申込みをするもの とする。この場合において、その者が 第7条第4項に規定する受給期間延長 通知書の交付を受けているときは、併 せて提示しなければならない。

の規定による免職又はこれに準ずる 処分を受けた者

- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勧奨 を受けて退職した者

(規則第10条第1項に規定する企業長 の別に定める理由)

- 第6条 規則第10条第1項に規定する企 業長の別に定める理由は、次のとおり とする。
 - (1) 省略
 - (2) 前号に掲げるもののほか企業長が やむを得ないと認めるもの

(受給期間延長の申出)

- 第7条 規則第10条第1項の規定による 申出は、様式第3による受給期間延長 申請書に受給資格証を添えて企業長に 提出することによつて行うものとす る。ただし、第4条第2項ただし書の 規定は、この場合について準用する。
- 2 前項に規定する申出は、規則第10条 第1項に規定する理由に該当するに至 つた日の翌日から起算して1月以内に しなければならない。ただし、天災そ の他申出をしなかつたことについてや むを得ない理由があるときは、この限 りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第1項 に規定する申出は、当該理由のやんだ 日の翌日から起算して7日以内にしな ければならない。
- 4 企業長は、第1項に規定する申出を した者が規則第10条第1項に規定する 理由に該当すると認めるときは、その 者に様式第4による受給期間延長通知 書を交付するとともに、受給資格証に 必要な事項を記載し、返付しなければ ならない。
- 5 省略

(規則第10条第1項に規定する企業長 の別に定める理由)

- 第6条 規則第10条第1項に規定する企 業長の別に定める理由は、次のとおり とする。
 - (1) 省略
 - (2) 前号に掲げるもののほか企業長が やむを得ないと認めるもの。

(受給期間延長の申し出)

- 第7条 規則第10条第1項の規定による 申し出は、様式第3による受給期間延 長申請書に受給資格証を添えて企業長 に提出することによつて行うものとす る。
- 2 前項に規定する申し出は、規則第10 条第1項に規定する理由に該当するに 至つた日の翌日から起算して1月以内 にしなければならない。ただし、天災 その他申し出をしなかつたことについ てやむを得ない理由があるときは、こ の限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第1項 に規定する申し出は、当該理由のやん だ日の翌日から起算して7日以内にし なければならない。
- 4 企業長は、第1項に規定する申し出 をした者が規則第10条第1項に規定す る理由に該当すると認めるときは、そ の者に様式第4による受給期間延長通 知書を交付するとともに、受給資格証 に必要な事項を記載し、返付しなけれ ばならない。
- 5 省略

(1)及び(2) 省略

6 第4条第2項ただし書の規定は、前 項の場合について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給 調整)

第8条 省略

- 2 受給資格者が待期日数の期間内に職 業に就き、次の各号に掲げるいずれか の給付を受ける資格を取得しないうち に再び離職した場合においては、その 離職の日の翌日から起算して待期日数 の残日数に等しい失業の日数を経過し た後に基本手当に相当する退職手当を 支給する。
 - (1) 省略
 - (2) 省略
 - (3) 省略
 - (4) 省略
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の 支給を受ける資格を有する者が同法第 20条第1項又は第2項に規定する期間 内に受給資格者となつた場合において は、当該基本手当の支給を受けること ができる日数 (規則第10条第1項の規 定による退職手当に係る場合にあつて は、その日数に待期日数を加えた日 数)に等しい失業の日数が経過した後 に基本手当に相当する退職手当を支給 する。
- 4 受給資格者が、基本手当に相当する 退職手当の支給を受けることができる 日数 (規則第10条第1項の規定による 退職手当に係る受給資格者にあつて は、その日数に待期日数を加えた日

(1)及び(2) 省略

(基本手当に相当する退職手当の支給 調整)

第8条 省略

- 2 受給資格者が待期日数の期間内に職 業に就き、次の各号に掲げるいずれか の給付を受ける資格を取得しないうち に再び離職した場合においては、その 離職の翌日から起算して待期日数の残 日数に等しい失業の日数を経過した後 に基本手当に相当する退職手当を支給 する。
 - (1) 省略
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73 号)の規定による失業保険金
 - (3) 省略
 - (4) 省略
 - (5) 省略
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の 支給を受ける資格を有する者が同法第 20条第1項又は第2項に規定する期間 内に、又は船員保険法の規定による失 業保険金の支給を受ける資格を有する 者が同法第33条ノ10第1項又は第2項 に規定する期間内に受給資格者となつ た場合においては、当該基本手当又は 失業保険金の支給を受けることができ る日数 (規則第10条第1項の規定によ る退職手当に係る場合にあつては、そ の日数に待期日数を加えた日数)に等 しい失業の日数が経過した後に基本手 当に相当する退職手当を支給する。
- 4 受給資格者が、基本手当に相当する 退職手当の支給を受けることができる 日数 (規則第10条第1項の規定による 退職手当にあつては、その日数に待期 日数を加えた日数)の経過しないうち

数)の経過しないうちに職業に就き、 雇用保険法の規定による基本手当の支 給を受ける資格を取得した場合におい ては、当該基本手当の支給を受けるこ とができる日数 (規則第10条第1項の 規定による退職手当に係る受給資格者 にあつては、その日数に待期日数の残 日数を加えた日数)に等しい失業の日 数が経過した後に基本手当に相当する 退職手当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給 日)

第9条 基本手当に相当する退職手当 は、企業長の指定する日にその前日ま での間における失業の認定を受けた日 の分を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給 手続)

- 第10条 規則第10条第1項の規定による 退職手当に係る受給資格者は、待期日 数の経過後速やかに管轄公共職業安定 所に出頭して職業の紹介を求め、様式 第4の2による失業認定申告書に受給 資格証を添えて提出した上、待期日数 の間における失業の認定を受けなけれ ばならない。
- 受給資格者が基本手当に相当する退 職手当の支給を受けようとするとき は、規則第10条第1項の規定による退 職手当に係る場合にあつては前項に規 定する失業の認定を受けた後、同条第 3項の規定による退職手当に係る場合 にあつては第5条に規定する求職の申 込みをした後に管轄公共職業安定所の 長が指定する失業の認定を受けるべき 日ごとに管轄公共職業安定所に出頭し

に職業に就き、雇用保険法の規定によ る基本手当又は船員保険法の規定によ る失業保険金の支給を受ける資格を取 得した場合においては、当該基本手当 又は失業保険金の支給を受けることが できる日数 (規則第10条第1項の規定 による退職手当に係る受給資格者にあ つては、その日数に待期日数の残日数 を加えた日数)に等しい失業の日数が 経過した後に基本手当に相当する退職 手当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給 日)

第9条 基本手当に相当する退職手当 は、企業長の指定する日にその前日ま での間における失業の証明を受けた日 の分を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給 手続)

- 第10条 規則第10条第1項の規定による 退職手当に係る受給資格者は、待期日 数の経過後速やかに公共職業安定所に 出頭して職業の紹介を求め、受給資格 証を提示して、待期日数の間において 第5条の求職の申込みをしたが、公共 職業安定所が適当な職に就職のあつせ んをできなかつたことの証明(以下 「失業の証明」という。) を受けなけ ればならない。
- 2 受給資格者が基本手当に相当する退 職手当の支給を受けようとするとき は、規則第10条第1項の規定による退 職手当に係る場合にあつては前項に規 定する失業の証明を受けた後、同条第 3項の規定に係る場合にあつては第5 条に規定する求職の申込みをした後に 公共職業安定所の長が指定する失業の 証明を受けるべき日ごとに公共職業安 定所に出頭して、受給資格証を提示

て職業の紹介を求め、前項に規定する 失業認定申告書に受給資格証を添えて 提出し、失業の認定を受けた上、当該 失業認定申告書に受給資格証を添えて 企業長に提出しなければならない。

(公共職業訓練等を受講する場合にお ける届出)

- 第11条 受給資格者は、雇用保険法第15 第11条 受給資格者は、雇用保険法第15 条第3項に規定する公共職業訓練等を 受けることとなったときは、速やかに 様式第5による公共職業訓練等受講届 (以下「受講届」という。)及び様式 第6による公共職業訓練等通所届(以 下「通所届」という。)を受給資格証 に添えて企業長に提出しなければなら ない。第4条第2項ただし書の規定 は、この場合について準用する。
- 2 企業長は、前項の規定による受講届 及び通所届の提出を受けたときは、受 給資格証に必要な事項を記載し、当該 受給資格者に返付しなければならな
- 3 受給資格者は、受講届又は通所届の 記載事項に変更があつたときは、速や かにその旨を記載した当該届書に受給 資格証を添えて企業長に提出しなけれ ばならない。第4条第2項ただし書の 規定は、この場合について準用する。
- 4 企業長は、前項の規定による届書の 提出を受けたときは、受給資格証に必 要な改定をし、当該受給資格者に返付 しなければならない。

(技能習得手当に相当する退職手当等 の支給手続)

第12条 受給資格者は、規則第10条第10項 第1号又は同条第11項第1号若しくは 第2号の規定による退職手当の支給を 受けようとするときは、様式第6の2 による公共職業訓練等受講証明書に受 し、失業の証明を受けなければならな い。

(公共職業訓練等を受講する場合にお ける届出)

- 条第3項に規定する公共職業訓練等を 受けることとなったときは、速やかに 様式第5による公共職業訓練等受講届 (以下「受講届」という。)及び様式 第6による公共職業訓練等通所届(以 下「通所届」という。)を受給資格証 に添えて企業長に提出しなければなら ない。
- 2 企業長は、前項の届書の提出を受け たときは、受給資格証に必要な事項を 記載し、当該受給資格者に返付しなけ ればならない。
- 3 受給資格者は、受講届又は通所届の 記載に変更があつたときは、速やかに その旨を記載した当該届書に受給資格 証を添えて企業長に提出しなければな らない。
- 4 企業長は、前項の届書の提出を受け たときは、受給資格証に必要な改定を し、当該受給者に返付しなければなら ない。

(技術習得手当に相当する退職手当等 の支給手続)

第12条 受給資格者は、規則第10条第10項 第1号、同条第11項第1号及び第2号 の規定による退職手当の支給を受けよ うとするときは、公共職業訓練等受講 証明書に受給資格証を添えて企業長に

給資格証を添えて企業長に提出しなけ ればならない。第4条第2項ただし書 の規定は、この場合について準用す る。_

2 企業長は、前項の規定による証明書 の提出を受けたときは、受給資格証に 必要な事項を記載し、当該受給資格者 に返付しなければならない。

(傷病手当に相当する退職手当の支給 手続)

- 第13条 受給資格者は、規則第10条第11項 第3号の規定による退職手当の支給を 受けようとするときは、様式第7によ る傷病手当に相当する退職手当支給申 請書に受給資格証を添えて企業長に提 出しなければならない。第4条第2項 ただし書の規定は、この場合について 準用する。
- 2 企業長は、前項の規定による申請書 の提出を受けたときは、受給資格証に 必要な事項を記載し、当該受給資格者 に返付しなければならない。

(規則第10条第10項第2号に規定する 企業長が別に定める者)

- 第13条の2 規則第10条第10項第2号イに 規定する企業長が別に定める者のうち 次の各号に掲げる者は、当該各号に定 める者とする。
 - (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1 号に掲げる者に相当する者 退職職 員(退職した条例第2条に規定する 職員をいう。以下この項において同 じ。)であつて、雇用保険法第24条 の2第1項第1号に掲げる者に該当 するもの
 - (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2 号に掲げる者に相当する者 退職職 員であつて、その者を同法第4条第 1項に規定する被保険者と、その者

提出しなければならない。

2 企業長は、前項の規定による証明書 の提出を受けたときは、受給資格証に 必要な事項を記載し、当該受給者に返 付しなければならない。

(傷病手当に相当する退職手当の支給 手続)

- 第13条 受給資格者は、規則第10条第11項 第3号の規定による退職手当の支給を 受けようとするときは、様式第7によ る傷病手当に相当する退職手当支給申 請書に受給資格証を添えて企業長に提 出しなければならない。
- 2 企業長は、前項の規定による申請書 の提出を受けたときは、受給資格証に 必要な事項を記載し、当該受給者に返 付しなければならない。

が退職の際勤務していた阪神水道企 業団の事務又は事業を雇用保険法第 5条第1項に規定する適用事業とみ なしたならば同法第24条の2第1項 第2号に掲げる者に該当するもの

- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3 号に掲げる者に相当する者 退職職 員であつて、その者を同法第4条第 1項に規定する被保険者と、その者 が退職の際勤務していた阪神水道企 業団の事務又は事業を同法第5条第 1項に規定する適用事業とみなした ならば同法第24条の2第1項第3号 に掲げる者に該当するもの
- 2 規則第10条第10項第2号口に規定す る企業長が別に定める者は、前項第2 号に定める者とする。

(退職票の提出)

第14条 省略

2 企業長は、前項の規定により退職票 を提出した者が勤続期間12月未満で退 職するときは、当該退職票をその者に 返付しなければならない。

(高年齢求職者給付金に相当する退職 手当の支給手続等)

- 第15条の2 高年齢求職者給付金に相当 する退職手当で規則第10条第5項の規 定によるものは、当該高年齢受給資格 者が第17条第1項において準用する第 5条前段の規定による求職の申込みを した日から起算して、雇用保険法第33 条に規定する期間及び待期日数に等し い失業の日数を経過した後に支給す る。
- 2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給 付金に相当する退職手当の支給を受け ようとするときは、規則第10条第5項 の規定による退職手当に係る場合にあ

(退職票の提出)

第14条 省略

2 企業長は、前項の規定により退職票 を提出した者が勤続6月未満で退職す るときは、当該退職票をその者に返付 しなければならない。

(高年齢求職者給付金に相当する退職 手当の支給手続等)

- 第15条の2 高年齢求職者給付金に相当 する退職手当の支給を受ける資格を有 する者(以下「高年齢受給資格者」と いう。)は、企業長から様式第9によ る失業者退職手当高年齢受給資格証 _(以下「高年齢受給資格証」とい う。)の交付を受け、退職後速やかに 管轄公共職業安定所に出頭し、高年齢 受給資格証を提出して求職の申込みを するものとする。
- 2 高年齢求職者給付金に相当する退職 手当で規則第10条第5項の規定による ものは、当該高年齢受給資格者が前項 の規定による求職の申込みをした日か

つては第17条第1項において準用する 第10条第1項の規定による失業の認定 を受けた後に、規則第10条第6項の規 定による退職手当に係る場合にあつて は第17条第1項において準用する第5 条前段の規定による求職の申込みをし た後に管轄公共職業安定所の長が指定 する失業の認定を受けるべき日に管轄 公共職業安定所に出頭して職業の紹介 を求め、様式第9による高年齢受給資 格者失業認定申告書に高年齢受給資格 証を添えて提出し、失業の認定を受け た上、当該高年齢受給資格者失業認定 申告書に高年齢受給資格証を添えて企 業長に提出しなければならない。

雇用保険法の規定による基本手当の 支給を受ける資格を有する者が同法第 20条第1項又は第2項に規定する期間 内に高年齢受給資格者となつた場合に おいては、当該基本手当の支給を受け ることができる日数 (規則第10条第5 項の規定による退職手当に係る高年齢 受給資格者にあつては、その日数に待 期日数を加えた日数)に等しい失業の 日数が経過した後に高年齢求職者給付 金に相当する退職手当を支給する。

ら起算して、雇用保険法第33条に規定 する期間および待期日数に等しい失業 の日数を経過した後に支給する。

- 高年齢受給資格者が高年齢求職者給 付金に相当する退職手当の支給を受け ようとするときは、規則第10条第5項 の規定による退職手当に係る場合にあ つては第17条第1項において準用する 第10条第2項の規定による失業の認定 を受けた後に、規則第10条第6項の規 定による退職手当に係る場合にあつて は第1項の規定による求職の申込みを した後に管轄公共職業安定所の長が指 定する失業の認定を受けるべき日に管 轄公共職業安定所に出頭して職業の紹 介を求め、様式第10による高年齢受給 資格者失業認定申告書に高年齢受給資 格証を添えて提出し、失業の認定を受 けた上、当該高年齢受給資格者失業認 定申告書に高年齢受給資格証を添えて 企業長に高年齢求職者給付金に相当す る退職手当の支給を申出なければなら ない。
- 4 雇用保険法の規定による基本手当の 支給を受ける資格を有する者が同法第 20条第1項または第2項に規定する期 間内に、又は船員保険法の規定による

(特例一時金に相当する退職手当の支 給手続等)

- 第16条 特例一時金に相当する退職手当 で規則第10条第7項の規定によるもの は、当該特例受給資格者が第17条第2 項において準用する第5条前段の規定 による求職の申込みをした日から起算 して、雇用保険法第33条に規定する期 間及び待期日数に等しい失業の日数を 経過した後に支給する。
- 特例受給資格者が特例一時金に相当 する退職手当の支給を受けようとする ときは、規則第10条第7項の規定によ る退職手当に係る場合にあつては第17 条第2項において準用する第10条第1 項の規定による失業の認定を受けた後 に、規則第10条第8項の規定による退 職手当に係る場合にあつては第17条第 2項において準用する第5条前段の規 定による求職の申込みをした後に管轄 公共職業安定所の長が指定する失業の 認定を受けるべき日に管轄公共職業安 定所に出頭して職業の紹介を求め、様 式第11による特例受給資格者失業認定 申告書(以下「特例受給資格者失業認 定申告書」という。) に特例受給資格 証を添えて提出し、失業の認定を受け

失業保険金の支給を受ける資格を有す る者が同法第33条ノ10第1項または第 2項に規定する期間内に高年齢受給資 格者となつた場合においては、当該基 本手当又は失業保険金の支給を受ける ことができる日数 (規則第10条第5項 の規定による退職手当に係る高年齢受 給資格者にあつては、その日数に待期 日数を加えた日数)に等しい失業の日 数が経過した後に高年齢求職者給付金 に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支 給手続等)

- 第16条 特例一時金に相当する退職手当 の支給を受ける資格を有する者(以下 「特例受給資格者」という。)は、企 業長から様式第11による失業者退職手 当特例受給資格証(以下「特例受給資 格証」という。)の交付を受け、退職 後速やかに管轄公共職業安定所に出頭 し、特例受給資格証を提出して求職の 申込みをす<u>るものとする。</u>
- 特例一時金に相当する退職手当で規 則第10条第7項の規定によるものは、 当該特例受給資格者が前項の規定によ る求職の申込みをした日から起算し て、雇用保険法第33条に規定する期間 および待期日数に等しい失業の日数を 経過した後に支給する。

- 当該特例受給資格者失業認定申 告書に特例受給資格証を添えて企業長 に提出しなければならない。
- 雇用保険法の規定による基本手当の 支給を受ける資格を有する者が同法第 20条第1項又は第2項に規定する期間 内に特例受給資格者となつた場合にお いては、当該基本手当の支給を受ける ことができる日数(規則第10条第7項 の規定による退職手当に係る特例受給 資格者にあつては、その日数に待期日 数を加えた日数)に等しい失業の日数 が経過した後に特例一時金に相当する 退職手当を支給する。
- 特例受給資格者が特例一時金に相当 する退職手当の支給を受けようとする ときは、規則第10条第7項の規定によ る退職手当に係る場合にあつては第17 条第2項において準用する第10条第2 項の規定による失業の認定を受けた後 に、規則第10条第8項の規定による退 職手当に係る場合にあつては第1項の 規定による求職の申込みをした後に管 轄公共職業安定所の長が指定する失業 の認定を受けるべき日に管轄公共職業 安定所に出頭して職業の紹介を求め、 様式第12による特例受給資格者失業認 定申告書(以下「特例受給資格者失業 認定申告書」という。)に特例受給資 格証を添えて提出し、失業の認定を受 けた上、当該特例受給資格者失業認定 申告書に特例受給資格証を添えて企業 長に特例一時金に相当する退職手当支 給を申出なければならない。
- 4 雇用保険法の規定による基本手当の 支給を受ける資格を有する者が同法第 20条第1項又は第2項に規定する期間 内に、又は船員保険法の規定による失 業保険金の支給を受ける資格を有する 者が同法第33条ノ10第1項または第2 項に規定する期間内に特例受給資格者 となつた場合においては、当該基本手 当または失業保険金の支給を受けるこ とができる日数 (規則第10条第7項の 規定による退職手当に係る特例受給資 格者にあつては、その日数に待期日数 を加えた日数) に等しい失業の日数が 経過した後に特例一時金に相当する退 職手当を支給する。

(準用)

(準用)

- 第17条 第4条、第5条前段、第8条第 2項、第10条第1項、第14条及び第15条 の規定は、高年齢求職者給付金に相当 する退職手当の支給について準用す る。この場合において、これらの規定 中「基本手当」とあるのは「高年齢求 職者給付金」と、「規則第10条第1項 又は第3項」とあるのは、「規則第10 条第5項又は第6項と、「受給資格 者」とあるのは「高年齢受給資格者」 と、「様式第2による阪神水道企業団 職員の失業者の退職手当受給資格証」 とあるのは「様式第8による失業者退 職手当高年齢受給資格証」と、「受給 資格証」とあるのは「高年齢受給資格 証」と、「規則第10条第1項」とある のは「規則第10条第5項」と、「様式 第4の2による失業認定申告書」とあ るのは「様式第9による高年齢受給資 格者失業認定申告書」と、「規則第10 条第1項に規定する期間内に」とある のは「当該退職票及び高年齢受給資格 証に係る退職の日の翌日から起算して 12月を経過する日までに、高年齢求職 者給付金に相当する退職手当の支給を 受けることなく」と読み替えるものと する。
- 2 第4条、第5条前段、第8条第2 項、<u>第10条第1項</u>、第14条<u>及び</u>第15条の 規定は、特例一時金に相当する退職手 当の支給について準用する。この場合 において、これらの規定中「基本手 当」とあるのは「特例一時金」と、 「規則第10条第1項又は第3項<u>」とあ</u> るのは、「規則第10条第7項又は第8 項」と、「受給資格者」とあるのは 「特例受給資格者」と、「様式第2に よる阪神水道企業団職員の失業者の退 職手当受給資格証」とあるのは「様式

第17条 第5条前段、第8条第2項、第 10条第1項、第14条および第15条の規定 は、高年齢求職者給付金に相当する退 職手当の支給について準用する。この 場合において、これらの規定中「受給 資格者」とあるのは「高年齢受給資格 者」と、「受給資格証」とあるのは 「高年齢受給資格証」と、「規則第10 条第1項」とあるのは「規則第10条第 5項」と、「基本手当」とあるのは 「高年齢求職者給付金」と、「規則第 10条第1項に規定する期間内に」とあ るのは「当該退職票および高年齢受給 資格証に係る退職の日の翌日から起算 して6月を経過する日までに、高年齢 求職者給付金に相当する退職手当の支 給を受けることなく」と読み替えるも のとする。

2 第5条前段、第8条第2項、第10条 <u>第2項</u>、第14条<u>および</u>第15条の規定 は、特例一時金に相当する退職手当の 支給について準用する。この場合にお いて、これらの規定中「受給資格者」 とあるのは「特例受給資格者」と、 「受給資格証」とあるのは「特例受給 資格証」と、「規則第10条第1項」と あるのは「規則第10条第7項」と、 「基本手当」とあるのは「特例一時 金」と、「規則第10条第1項に規定す る期間内に」とあるのは「当該退職票

第10による失業者退職手当特例受給資 格証」と、「受給資格証」とあるのは 「特例受給資格証」と、「規則第10条 第1項」とあるのは「規則第10条第7 項」と、「様式第第4の2による失業 認定申告書」とあるのは「様式第11に よる特例受給資格者失業認定申告書」 と、「規則第10条第1項に規定する期 間内に」とあるのは「当該退職票及び 特例受給資格証に係る退職の日の翌日 から起算して6月を経過する日まで に、特例一時金に相当する退職手当の 支給を受けることなく」と読み替える ものとする。

(就業促進手当等に相当する退職手当 の支給手続)

第18条 受給資格者又は規則第10条第15項 に規定する者は、同条第11項第4号か ら第6号までの規定による退職手当の 支給を受けようとするときは、同項第 4号の規定による退職手当のうち雇用 保険法第56条の3第1項第1号イに該 当する者に係る就業促進手当(以下 「就業手当」という。) に相当する退 職手当にあつては様式第11の2による 就業手当に相当する退職手当支給申請 書に、同号口に該当する者に係る就業 促進手当(雇用保険法施行規則(昭和 50年労働省令第3号)第83条の4に規 定する就業促進定着手当(以下「就業 促進定着手当」という。)を除く。以 下「再就職手当」という。) に相当す る退職手当にあつては様式第 12 による 再就職手当に相当する退職手当支給申 請書に、同号口に該当する者に係る就 業促進手当(就業促進定着手当に限 る。) に相当する退職手当にあつては 様式第12の2による就業促進定着手当 に相当する退職手当支給申請書に、同

及び特例受給資格証にかかる退職の日 の翌日から起算して6月を経過する日 までに、特例一時金に相当する退職手 当の支給を受けることなく」と読み替 えるものとする。

(再就職手当等に相当する退職手当の 支給手続)

第18条 受給資格者又は規則第10条第14項 に規定する者は、同条第11項第3号の 2から第6号までの規定による退職手 当の支給を受けようとするときは、同 項第3号の2の規定による退職手当に あつては、様式第12による再就職手当 に相当する退職手当支給申請書に、同 項第4号の規定による退職手当にあつ ては様式第13による常用就職支度金に 相当する退職手当支給申請書に、同項 第5号の規定による退職手当にあつて は、様式第14による移転費に相当する 退職手当支給申請書に、又は同項第6 号の規定による退職手当にあつては様 式第15による広域求職活動費に相当す る退職手当支給申請書に、それぞれ受 給資格証又は特例受給資格証を添えて 管轄職業安定所の長に提出し、受給資 格証又は特例受給資格証に必要な事項 の記載を受けたうえ、再就職手当に相 当する退職手当支給申請書、常用就職 支度金に相当する退職手当支給申請 書、移転費に相当する退職手当支給申

項第2号に該当する者に係る就業促進 手当(以下「常用就職支度手当」とい う。)に相当する退職手当にあつては 様式第13による常用就職支度手当に相 当する退職手当支給申請書に、規則第 10条第11項第5号の規定による退職手 当にあつては様式第14による移転費に 相当する退職手当支給申請書に、同項 第6号の規定による退職手当のうち雇 用保険法第59条第1項第1号に該当す る行為をする者に係る求職活動支援費 に相当する退職手当にあつては様式第 15による求職活動支援費 (広域求職活 動費)に相当する退職手当支給申請書 に、同項第2号に該当する行為をする 者に係る求職活動支援費に相当する退 職手当にあつては様式第15の2による 求職活動支援費(短期訓練受講費)に 相当する退職手当支給申請書に、同項 第3号に該当する行為をする者に係る 求職活動支援費に相当する退職手当に あつては様式第15の3による求職活動 支援費(求職活動関係役務利用費)に 相当する退職手当支給申請書に、それ ぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又 は特例受給資格証を添えて企業長に提 出しなければならない。第4条第2項 ただし書の規定は、この場合について 準用する。

2 企業長は、前項の規定による申請書 の提出を受けたときは、受給資格証、 高年齢受給資格証又は特例受給資格証 に必要な事項を記載し、当該受給資格 者に返付しなければならない。

(台帳の備付等)

第19条 企業長は、様式第16による失業 者の退職手当支給台帳を受給資格者ご とに作成し、失業者の退職手当を支給 したときは、必要な事項を記載し、整

請書又は広域活動費に相当する退職手 当支給申請書にそれぞれ受給資格証又 は特例受給資格証を添えて企業長にそ れらの退職手当支給を申出なければな らない。

(台帳の備付等)

第19条 企業長は、様式第16による失業 者の退職手当支給書及び様式第17によ る失業者の退職手当支給台帳を受給資 格者ごとに作成し、失業者の退職手当

理しておかなければならない。

を支給したときは、必要な事項を記載 し、整理しておかなければならない。

2 企業長は、退職票及び受給資格証を 交付したときは、速やかに様式第13に よる阪神水道企業団職員の失業者の退 職手当認定台帳を公共職業安定所に送 付しなければならない。

様式第1 (第4条関係) から様式第16 様式第1から様式第18まで (第19条関係) まで

(別紙1のとおり)

(別紙2のとおり)

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれ た部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 改正前の欄の太線で囲まれた様式(以下「改正様式」という。)に対応する改正後の欄の太線で囲まれた 部分(以下「改正後様式」という。)がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。
- 改正後様式に対する改正様式がない場合には、当該改正後様式を加える。
- 6 改正様式に対応する改正後様式がない場合には、当該改正様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規程の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規程による改正前の失 業者の退職手当金支給取扱規程の様式(次項において「旧様式」という。)により使 用されている書類は、この規程による改正後の失業者の退職手当金支給取扱規程の様 式によるものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号) 第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条 の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものと する。

平成29年9月20日

阪神水道企業団

企業長 谷 本 光 司

- 1 入札に付する事項
 - 工送第13号 (1) 起工番号

工事名 起重機点検整備工事

(2)工事場所 甲東ポンプ場(西宮市上大市3丁目2番53号)

西宮ポンプ場 (西宮市室川町2番32号)

(3)工事概要

甲東ポンプ場第2・3ポンプ室天井クレーンについて労働安全衛 生法第41条による性能検査受検のため、点検整備及びクレーン等安 全規則第40条による荷重試験を行う。第1ポンプ室に設置している 天井クレーンは労働安全衛生法第45条による定期自主検査 (年次点 検) 実施のため、点検整備及び荷重試験を行う。また、西宮ポンプ 場天井クレーンについてはワイヤロープの取替え及び荷重試験を行 う。

ア 天井クレーン点検整備工(定格荷重 10t/3t)

天井クレーン点検整備工(定格荷重 15t/3 t) イ 2 台

天井クレーン点検整備工(定格荷重 5t) ウ 1 台

工 荷重試験工 一式

一式 才 性能検査立会工

カ 床養生工 一式

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成30年1月31日別まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前 金 払 なし
- 予定価格 非公表 (7)
- (8)最低制限価格 設定なし
- (9) 担保期間 1年
- 入札保証金 免除 (10)
- 11) 契約保証金 免除
- 12) 担保保証金 免除
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

(2) 個別資格要件事項

ア 阪神水道企業団(以下「企業団」という。)における平成29・30年度競争入札 参加資格(登録工種:機械器具設置工事)を有していること。

イ 平成19年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請と して、仕様書に記す同等仕様の起重機点検整備の施工実績を有すること。

入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (http://www.hansui.org/) 「入札・契約情報」内の当該入札

公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係(本庁舎3階)で配付するので、事前に連絡すること。(電話(078)431-1902(直通))

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール(入札公告ページに掲載の指定様式)により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX ((078)431-2664) により提出すること。

- (1) 受付期限 平成29年9月26日(火) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛 E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回 答 日 平成29年9月28日(村に入札公告ページに掲載する。ただし、入札 公告ページにて確認できない場合は、FAXにより回答する。入札 参加者は、この回答を必ず確認すること。
- 6 入札 (郵便入札) 方法
 - (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(日付は申込日を記入すること。) (様式第1号)
 - イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)
 - ウ 同種又は類似工事(業務)の施工(履行)実績(様式第2号)
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果 (様式第4号)
 - (2) 提出部数 1部
 - (3) 受付期間 公告日から平成29年10月4日例まで(必着)
- 7 開札の日時、場所等
 - (1) 日 時 平成29年10月5日休 午後1時30分から
 - (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本 3 丁目 2 0番 1 号

阪神水道企業団 本庁舎1階 第3会議室

(3) 開札の立会い 開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電 話(078)431-1902(直通)

F A X (078) 431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。 本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。) を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札 共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運 用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものと する。

平成29年10月2日

阪神水道企業団 企業長 谷 本 光 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 起工番号 淀改第1号

工事名 淀川取水場改修工事

- (2) 工事場所 淀川取水場(大阪市淀川区西中島2丁目1番27号)
- (3) 工事概要 淀川取水場場内配管の耐震改修を行うものである。

ア 土木 一式

イ 施設撤去工 一式

ウ 配管付帯工 一式

工 付帯工 一式

才 場内整備工 一式

カ 直接仮設工 一式

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成32年3月31日火まで
- (5) 支払方法 2回払い(中間1回)
- (6) 前 金 払 あり
- 予定価格 事後公表 (7)
- 最低制限価格 設定あり (8)
- 1年 (9) 担保期間
- (10)入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、保険会社との間に阪神水道 企業団(以下「企業団」という。)を被保険者とする履行保証保険 契約 (定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結した場合は、 その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
- 12 担保保証金 免除
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

- (2) 個別資格要件事項
 - ア 企業団における平成29・30年度競争入札参加資格(登録工種: 土木一式工事) を有していること。
 - イ 建設業法 (昭和24年法律第100号) に規定する経営事項審査結果の土木一式工 事の総合評定値が951点以上で、本契約予定日(平成29年11月初旬)まで有効期間

があること。

ウ 平成19年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請と して、上下水道施設の浄水場(処理場)又はポンプ場で土木工事を完成させた施 工実績(工事完了し、引渡しが完了したもの。)を有すること。

4 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、 次のとおり電子メール(入札公告ページに掲載の指定様式)により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成29年10月13日 金 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛 E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- 平成29年10月17日火に入札公告ページに掲載する。 (3) 回答日 入札参加者は、この回答を必ず確認すること。
- 5 入札参加申込方法
 - (1) 電子入札の場合

ア 提出書類

- (ア) 条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号。申込者の印を押印のこと。)
- (イ) 同種又は類似工事(業務)の施工(履行)実績(様式第2号)
- (ウ) 建設業の許可及び経営事項審査結果(様式第4号)
- イ 受付期間 公告日から平成29年10月25日(水まで(土曜日、日曜日及び祝日 を除く。)電子入札システムの稼働時間内(午前9時00分から午 後8時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで。)
- 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札シ 留意事項 ステム上で資料目録(様式第6号)を送信し、添付書類を次の電 子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(2) 紙入札の場合

紙入札(紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。)による入札を希望 する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できな い場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。 郵送は認めない。

ア 提出書類

- (ア) 紙入札参加承認願(様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記 載のこと。)
- (イ) 上記5(1)アに記載の提出書類
- 本庁舎 3階 総務部総務課契約係 イ 提出場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- ウ受付期間 公告日から平成29年10月24日火まで(土曜日、日曜日及び祝日 を除く。)毎日午前9時30分から午後4時30分まで(午前11時30

分から午後1時30分までを除く。)

- 6 入札書提出期間及び方法
 - 電子入札システムにより入札する場合

第1日目 平成29年10月26日休午前9時00分から午後8時00分 ア 提出期間 まで

第2日目 平成29年10月27日 金午前9時00分から午後3時00分

イカ 法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書に記 載の様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通 知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)

ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで

イ 方 法 企業団本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内 訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7 開札日時 平成29年10月30日(月) 午前9時30分から

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電 話(078)431-1902(直通)

F A X (078) 431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号) 第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条 の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものと する。

平成29年10月5日

阪神水道企業団 企業長 谷 本 光 司

- 入札に付する事項
 - 工管事第41号 (1) 起工番号

工事名 空気圧縮機点検整備工事

(2)工事場所 猪名川浄水場(尼崎市田能5丁目11番1号)

尼崎浄水場(尼崎市南塚口町4丁目5番65号)

(3) 工事概要 猪名川浄水場及び尼崎浄水場の空気圧縮機の点検整備を行う。

ア対象機

猪名川浄水場 脱水機用 1,4 号 (0.93MPa 電動機出力:11kW) 尼崎浄水場 脱水機用 1,2号(0.83MPa 電動機出力:11kW) 尼崎浄水場 ろ過池用 1,2 号 (0.83MPa 電動機出力:5.5kW) 尼崎浄水場 集泥用 1 号 (0.83MPa 電動機出力:3.7kW)

イ 空気圧縮機点検整備工 一式

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成29年12月22日 金まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前 金 払 なし
- 予定価格 事後公表 (7)
- (8)最低制限価格 設定あり
- (9) 担保期間 1年
- 入札保証金 (10)免除
- 契約金額の100分の5以上。ただし、保険会社との間に阪神水道 (11) 契約保証金 企業団(以下「企業団」という。)を被保険者とする履行保証保険 契約 (定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結した場合は、 その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。
- 12) 担保保証金 免除
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 共通資格要件事項
 - 「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。
- (2) 個別資格要件事項
 - ア 企業団における平成29・30年度競争入札参加資格 (登録工種:機械器具設置工 事)を有していること。
 - イ 平成19年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請と して、仕様書に記す同程度の空気圧縮機の点検整備の実績を有すること。
- 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ(http://www.hansui.org/)「入札・契約情報」内の当該入札 公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係(本庁舎3階)で配付する ので、事前に連絡すること。(電話(078)431-1902(直通))

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール(入札公告ページに掲 載の指定様式)により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、 FAX ((078)431-2664) により提出すること。

- 平成29年10月12日(木) 午後5時00分まで (1) 受付期限
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛 E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成29年10月16日 (月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札 公告ページにて確認できない場合は、FAXにより回答する。 入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

- 6 入札(郵便入札)方法
 - (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(日付は申込日を記入すること。) (様式第1号)
 - イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)
 - ウ 同種又は類似工事(業務)の施工(履行)実績(様式第2号)
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果 (様式第4号)
 - (2) 提出部数 1 部
 - (3) 受付期間 公告日から平成29年10月20日魵まで(必着)
- 7 開札の日時、場所等
 - 平成29年10月23日(月) 午後1時30分から (1) 日 時
 - (2) 場 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 所 阪神水道企業団 本庁舎1階 第3会議室
 - (3) 開札の立会い 開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電 話(078)431-1902(直通)

F A X (078) 431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。) を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札 共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運 用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものと する。

平成29年10月5日

阪神水道企業団

企業長 谷 本 光 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 起工番号 工管事第37号

工事名 機械潤滑油入替工事

(2)工事場所 猪名川浄水場 (尼崎市田能5丁目11番1号)

尼崎浄水場(尼崎市南塚口町4丁目5番65号)

猪名川浄水場及び尼崎浄水場の混和池、沈澱池及び濃縮槽に設置 (3) 工事概要 している機器の潤滑油の入替えを行う。

ア 対象機

混和池緩速撹拌機(1~3軸目) (猪名川浄水場)

沈澱池スラッジ掻寄せ機 (猪名川浄水場、尼崎浄水場)

濃縮槽撹拌機

(猪名川浄水場、尼崎浄水場)

イ 混和池緩速撹拌機潤滑油入替工

ウ 沈澱池スラッジ掻寄せ機潤滑油入替工 一式

工 濃縮槽撹拌機潤滑油入替工

9 槽

40台

(4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成30年3月23日 金まで

(5) 支払方法 完成払い

(6) 前 金 払 なし

(7) 予定価格 事後公表

(8) 最低制限価格 設定あり

(9) 担保期間 1年

(10) 入札保証金 免除

(11) 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、保険会社との間に阪神水道 企業団(以下「企業団」という。)を被保険者とする履行保証保険 契約(定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結した場合は、 その保険証書の提出をもって、契約保証金に代えることができる。

- (12) 担保保証金 免除
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

(2) 個別資格要件事項

ア 企業団における平成29・30年度競争入札参加資格(登録工種:機械器具設置 工事)を有していること。

イ 平成19年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事の元請と して、仕様書に記すような機器の点検整備の実績を有すること。

4 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、 次のとおり電子メール(入札公告ページに掲載の指定様式)により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成29年10月12日(木) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 回 答 日 平成29年10月16日(月)に入札公告ページに掲載する。 入札参加者は、この回答を必ず確認すること。
- 5 入札参加申込方法
 - (1) 電子入札の場合

ア 提出書類

- (ア) 条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号。申込者の印を押印のこと。)
- (4) 同種又は類似工事(業務)の施工(履行)実績(様式第2号)
- (ウ) 建設業の許可及び経営事項審査結果(様式第4号)
- イ 受付期間 公告日から平成29年10月23日 (月まで (土曜日、日曜日及び祝日 を除く。)電子入札システムの稼働時間内(午前9時00分から午 後8時00分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで。)
- 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札シ ウ 留意事項 ステム上で資料目録 (様式第6号) を送信し、添付書類を次の電 子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(2) 紙入札の場合

紙入札(紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。)による入札を希望 する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できな い場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。 郵送は認めない。

ア 提出書類

- (ア) 紙入札参加承認願(様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記 載のこと。)
- (イ) 上記 5 (1) アに記載の提出書類
- 本庁舎 3階 総務部総務課契約係 イ 提出場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- ウ 受付期間 公告日から平成29年10月20日 金まで (土曜日、日曜日及び祝日 を除く。) 毎日午前9時30分から午後4時30分まで(午前11時30 分から午後1時30分までを除く。)
- 入札書提出期間及び方法
 - (1) 電子入札システムにより入札する場合

ア 提出期間 第1日目 平成29年10月24日火午前9時00分から午後8時00分 まで

> 第2日目 平成29年10月25日 | 水午前9時00分から午後3時00分 まで

- イカ 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書に記 法 載の様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通 知及び入札書受付票は控えとして印刷し、保存すること。
- (2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)

入札日第2日目の午後3時00分まで ア提出期限

イカ 法 企業団本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内 訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

7 開札日時 平成29年10月26日休 午前9時30分から 本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電 話(078)431-1902(直通)

F A X (078) 431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号) 第167条の 6 及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条 の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、「郵便入札公告共通事項」によるものと する。

平成29年10月13日

阪神水道企業団 企業長 谷 本 光 司

- 1 入札に付する事項
 - (1) 起工番号 工工第4号

工事名 水管橋塗装工事

- (2) 工事場所 西宮市池田町2番地先~西宮市六湛寺町2番地先 他2箇所
- (3) 工事概要 2期中部配水管水管橋3橋の塗替塗装を行う。

ア 水管橋塗装工(東川水管橋) 38.0 m^2

イ 水管橋塗装工(津門川水管橋) 38.0 ㎡

ウ 水管橋塗装工(新川水管橋) 29.0 m^2

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成30年3月31日出まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前 金 払 なし
- 予定価格 非公表 (7)
- (8) 最低制限価格 設定なし
- (9) 担保期間 1年
- 入札保証金 (10)免除
- (11) 契約保証金 免除
- 免除 (12) 担保保証金
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

(2) 個別資格要件事項

ア 阪神水道企業団 (以下「企業団」という。) における平成29・30年度競争入札

参加資格 (登録工種:塗装工事)を有していること。

イ 平成19年度以降において、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注工事 の元請として、水管橋又は道路橋の塗装工事を完成させた実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (http://www.hansui.org/) 「入札・契約情報」内の当該入札 公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係(本庁舎3階)で配付する ので、事前に連絡すること。(電話(078)431-1902(直通))

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール(入札公告ページに掲 載の指定様式)により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、 FAX ((078)431-2664) により提出すること。

- (1) 受付期限 平成29年10月20日 金 午後5時00分まで
- 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛 (2) 送信先 E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成29年10月24日火に入札公告ページに掲載する。ただし、入札 公告ページにて確認できない場合は、FAXにより回答する。入札 参加者は、この回答を必ず確認すること。
- 6 入札(郵便入札)方法
 - (1) 提出書類
 - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(日付は申込日を記入すること。) (様式第1号)
 - イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)
 - ウ 同種又は類似工事(業務)の施工(履行)実績(様式第2号)
 - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果 (様式第4号)
 - (2) 提出部数 1 部
 - (3) 受付期間 公告日から平成29年10月27日魵まで(必着)
- 7 開札の日時、場所等
 - (1) 目 時 平成29年10月30日(月) 午後1時30分から
 - (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 阪神水道企業団 本庁舎1階 第3会議室
 - 開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。 (3) 開札の立会い

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電 話(078)431-1902(直通)

FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとお り公告する。

平成29年10月16日

阪神水道企業団 企業長 谷 本 光 司

1 業務の概要

(1) 業務名称

甲山調整池連絡施設基本検討業務委託

(2) 業務目的

阪神水道企業団(以下「企業団」という。)甲山調整池は、構成団体への供給拠点として重要性が高いにもかかわらず、同調整池への流入管路は、2期甲東送水路の1系統のみである。

本業務は、甲山調整池への流入管路の複数化を目的として、甲東送水路(3期、 5期)から同調整池への連絡施設の新設について、検討を行うものである。

(3) 業務内容

本業務の内容は以下のとおり。

ア 現況確認

甲東送水路(2期、3期、5期)、甲山調整池、上ヶ原量水池(神戸市上ヶ原 浄水場内)、芦部谷接合井等、検討の対象となる施設の仕様、水理条件、運用方 法等の現況について確認を行う。

イ 連絡施設の検討

現況確認を踏まえ、甲東送水路(3期、5期)から甲山調整池への連絡施設 (分岐施設、連絡管、計装設備、ブースターポンプ等)の新設について基本検討 を行う。

なお、企業団ではこれまでに、上ヶ原量水池改修工事の実施設計を行い、同量 水池を新設した場合の位置や構造等に係る検討結果が得られている。甲東送水路 (3期)からの連絡施設については、この結果を前提とし、効率的な施設形態と なるよう検討すること。

ウ 概算事業費等の算定

概算事業費として、建設工事費、ランニングコスト等の費用を算定する。

エ 企業団内部検討への支援

企業団では、甲山調整池への流入管路の複数化も含む送配水施設全体の将来像についても検討を進めており、同検討に対する支援(主に図面作成)をも併せて行うこと。

(4) 履行期間

契約締結日から平成30年3月20日火まで

(5) 契約金額の上限

本業務に係る契約金額は3,769,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上

限とする。

2 プロポーザルを求める内容

稼働中の浄水施設又は送配水施設において、連絡施設を新設する際に留意すべき 事項と具体的対策についてプロポーザルを求める。

- 3 参加資格
 - プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。
 - (1) 企業団における平成29・30年度競争入札参加資格(登録工種:建設コンサルタント)を有し、かつ建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日付け建設省告示第717号)に該当する上水道及び工業用水道部門の登録を受けていること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
 - (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
 - (6) 平成24年度から平成28年度までに、水道事業又は水道用水供給事業において、稼働中の浄水施設又は送配水施設における土木工作物、建築物及び管路の改修工事に係る計画、基本検討又は設計業務の履行実績を有すること。
 - (7) 技術士(上下水道部門(上水道及び工業用水道)又は総合技術監理部門(上下水道-上水道及び工業用水道)又はシビルコンサルティングマネージャー(上水道及び工業用水道部門)の資格を有する主任(管理)技術者、担当技術者及び照査技術者を配置することができること。
- 4 参加表明に必要な書類(以下「参加表明書等」という。)と記載上の留意事項
 - (1) 参加表明書等は次のとおりとし、記載する文字サイズは10ポイント以上とする。
 - ア 参加表明書(様式-1)
 - イ 誓約書(様式-2)
 - ウ 3(7)に記載する業務実績(様式-3)
 - エ 業務実施体制 (様式-4)
 - オ 配置予定技術者の経歴等 (様式-5)
 - カ 配置予定技術者の過去5年間の業務実績(様式-6)
 - キ その他必要書類(様式任意)
 - (2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
3 (7) に記載	・参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について、1件
する業務実	記載すること。
績	・記載する業務は平成24年度から平成28年度までに完了した業務と

する。

- ・参加表明書の提出者が業務を実施したことを証明できる契約書、 TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応 じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。
- ・記載様式は様式-3とする。

業務実施体 制

- ・各配置予定技術者の当該業務における兼任は認めない。
- ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又 は学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にそ の旨を記載するとともに、再委託先又は協力先及びその理由(企業 の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再 委託してはならない。
- ・記載様式は様式-4とする。

配置予定技 術者の経歴 築

- ・配置予定技術者の経歴等について記載すること。
- ・配置予定技術者の過去に従事した業務実績について1件以上記載 すること。
- ・記載様式は様式-5とする。

配置予定技 術者の過去 における業

務実績

- ・配置予定の技術者が過去に従事した業務実績について技術者1名 につき1件記載する。
- ・平成24年度から平成28年度までに完了した業務を対象とする。
- ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、 当該業務を受託した企業名等を記載すること。
- ・予定技術者が主任(管理)、照査、担当技術者として業務を実施し たことを証明できる業務の契約書、TECRIS、特記仕様書などの写 しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果 品の一部又は全部を添付すること。
- ・記載様式は様式-6とし、図面、写真等を引用する場合も含め1 業務当たり1枚以内に記載する。
- 5 参加表明書等の提出方法、提出先及び受付期間
 - (1) 提出方法

参加表明書等は、持参により提出すること。

- (2) 提出先及び受付期間
 - ア 提出先(受付担当)

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係(本庁舎3階) TEL:078-431-1902

- イ 受付期間 公告の日から平成29年10月24日火まで(土曜日、日曜日及び祝日を 除く。)毎日午前9時00分から午後5時00分まで(午前11時30分から 午後1時30分までを除く。)
- 6 参加表明後の流れ
 - (1) スケジュール

本業務の契約締結までの日程については、次のとおり予定している。

項目	日程	
参加表明書等の受付及び提案説明書配付	公告の日~10月24日	
質問受付	公告の日~10月27日	
回答掲載	10月31日予定	
提案書の受付	~11月10日	
受託候補者の特定	11月16日予定	
契約締結	11月下旬予定	

(2) 提案説明書の配付

参加資格を満たしている参加表明書等の提出者に対して、企業団から提案説明書 を配付する。

(3) 受託候補者の特定方法

提出された参加表明書等及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委 員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案者を受託候補者と して特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書 等に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

契約に関する条件

契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)が200万円を超える場合には、業務 受託者が暴力団等でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8 その他の留意事項

- (1) 本契約案件に関して作成する書類等について、使用する言語は日本語とする。
- 委託業務の内容に係る説明会等は行わない。
- (3) 参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書等を無効とす る。
- (5) 提出された参加表明書等は返却しない。また、提出された参加表明書等は受託候 補者の特定以外には使用しない。
- (6) その他本書に記載のない事項、質問事項等については、5(2)に記載した受付担当 に問い合わせること。
- (7) 契約を締結した者は、本業務委託の一部について再委託又はその履行に伴う契約 (以下「再委託等」という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者 と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、 その相手方が暴力団等でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写 し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により、この項に準じて再委託等に 定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を企業団に提出すること。

- (8) 契約書及び約款については、当企業団指定の様式(ホームページ参照)を使用す ることとする。
- (9) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、評価委員会の委員との間に利害関 係がなく、本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関 して、評価委員会に直接及び間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利にするよ うに働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合 は、参加資格を失うことがある。

様式-1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所 商号又は名称 代表者名 印

下記事業の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出し ます。

記

- 1 公告日 平成 年 月 日
- 業務名称 甲山調整池連絡施設基本検討業務委託

担当部署

担当者

T E L

F A X

E- mail

様式-2

約 書

平成 年 月

阪神水道企業団 企業長 様

住 所 商号又は名称

代表者名

囙

「甲山調整池連絡施設基本検討業務委託」の公募型プロポーザルの参加申込み を行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格 要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団から参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合に は、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていない ことが判明した場合、企業団が行う措置(参加資格の取消し、契約解除等)に従 います。

様式-3

3(7)に記載する業務実績

業務名称	
TECRIS	
登録番号	
契約金額	
(消費税等込)	
履行期間	
委託者名	
業務の概要	

- 注1:平成24年度から平成28年度までに、水道事業又は水道用水供給事業において、稼働中の浄水 施設又は送配水施設における土木工作物、建築物及び管路の改修工事に係る計画、基本検討又 は設計業務を履行した実績を記載すること。
- 注2:業務の概要については、できるだけ具体的に記述すること。また、必要に応じて業務の内容 がわかる成果品の一部(概要版)又は全部を別途提出すること。

様式-4

• 業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
主任(管理) 技術者			
照査技術者			
担当技術者			

注1:氏名にはふりがなを振ること。

分担業務の 内容	再委託先又は協力先及びその理由(企業の技術的特徴等)

注1:業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注2:他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受 けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術 的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

					様式-5
·配置予定技術	5者の経歴等				
○○技術者の	経歴				
ふりがな		②生年	三月日		
①氏名					
③所属・役	職				
④保有資格					
•			番号:	取得年月日:	
•	•		番号:	取得年月日:	
•		登録番号: 取得年月日:			年月日:
⑤業務経歴					
業務名		業務の概要		委託者名	履行期間
TECRIS登録	番号				
注1:「○○技	術者」は、主任(管	理)、照査、担当技	術者の各名科	かを記述するこ	と。
注2:資格を証	する書面の写しを添	付すること。			
注3:再委託す	る場合も同様に提出	すること。			
					様式-6

・配置予定技術者の過去5年間の業務実績 ○○技術者(氏名) 業務名 TECRIS 登録番号 契約金額 履行期間 発注機関名 住所 TEL 業務の概要 業務の技術的特徴 当該技術者の業務 担当の内容

注1:「○○技術者」は主任(管理)、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注2:業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注3:企業・技術者が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添

付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。